

# 議会運営委員会会議録

平成30年11月29日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:32

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 直接請求に係る議案の取り扱いについて
  - (1) 議案の審議日程
  - (2) 請求代表者の意見陳述
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
  - (1) 一般質問通告締切日 11月30日(金) 午後5時
  - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月10日(月) 午後5時
  - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月10日(月) 午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
  - (1) 陳情第61号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書
- 7 議員派遣について
  - (1) 第80回全国都市問題会議(10月11日(木)・12日(金) 新潟県長岡市)
  - (2) 第13回全国市議会議長会研究フォーラム  
(11月14日(水)・15日(木) 栃木県宇都宮市)
- 8 その他
  - (1) 議員研修会の開催について 12月7日(金) 午後1時から
  - (2) 次回委員会開催予定 12月13日(木) 本会議終了後

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成30年第4回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

## ○総務課長

まず、予算関係の議案からご説明いたします。

「議案第89号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」から「議案第103号 平成30年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」につきましては、「平成30年度補正予算資料」で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、既定の予算総額に11億9398万8千円を追加いたしまして、補正後の予算

総額を663億8325万7千円にしようとするものでございます。また、11の特別会計のうち今回補正します10の会計で8億6424万8千円を増額しております。企業会計では、4つの会計で2億1503万1千円を減額しております。合計で18億4320万5千円を増額するものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上が予算関係の議案でございます。

次に、予算関係以外の議案について説明いたします。「議案概要」で説明させていただきます。

「議案第104号 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額を引き上げ、また選挙運動用ビラの作成を公費負担するため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第105号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市上下水道事業経営審議会を設置し、水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等に関して調査、審議させるものでございます。

「議案第106号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人について、交代制で従事できるよう、日額で支払っている報酬を事務に従事した時間に応じて支払うこともできるようにするため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第107号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市奨学資金の貸付けを受ける奨学生に対し、入学前の経済的負担を軽減するため、入学前の貸付けが行えるよう関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、放課後児童支援員の資格要件を緩和し、専門職大学の前期課程修了者を追加するものでございます。

「議案第109号 飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例の一部を改正する条例」につきましては、題名を「飯塚市同和会館及び人権啓発センター条例」から「飯塚市人権啓発センター条例」に改め、施設の名称を人権啓発センターに統一するものでございます。

「議案第110号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」につきましては、五穀神集会所ほか5カ所の集会所等の位置が分筆、合筆及び土地改良法による換地処分により変更されているため、位置を変更するものでございます。

「議案第111号 飯塚市同和対策施設条例を廃止する条例」につきましては、同和地区の特定につながることから、本条例を廃止するものでございます。

「議案第112号 飯塚市納骨堂条例」につきましては、飯塚市同和対策施設条例の廃止に伴い、本条例を制定するものでございます。

「議案第113号 飯塚市農林水産業施設災害復旧事業受益者分担金条例の一部を改正する条例」につきましては、林地崩壊防止事業及び県単独補助治山事業による災害復旧において、受益者より分担金を徴収するため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第114号 飯塚市農業施設条例」につきましては、飯塚市同和対策施設条例の廃止に伴い、本条例を制定するものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第115号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚魚市場の運営会社より、飯塚市地方卸売市場から平成31年3月31日をもって退場する旨の届出が提出され、水産物部の閉鎖を決定したことに伴い、市場において水産物部を廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第116号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」につきましては、鯉田箕子町児童遊園を児童遊園から都市公園へ変更するため廃止するものでございます。

「議案第117号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」につきましては、国指定史跡「鹿毛馬神籠石」敷内の民有地について、売買による公有地化を進めておりましたが、所有者が死亡し、相続登記がなされておらず、相続人調査を行ったものの、居所不明等により、売買契約が困難な相続人20人に対して、福岡地方裁判所飯塚支部に全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分移転登記手続を求める訴えを提起し、公有地化を図るものでございます。

「議案第118号 事務の受託（電子情報処理組織による戸籍事務）」につきましては、平成31年2月1日から、直方市の電子情報処理組織による戸籍事務の管理、執行に関する事務を受託するものでございます。

「議案第119号 ふくおか県央環境広域施設組合の設立について」につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町のごみ処理施設、最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、ふくおか県央環境広域施設組合を設立するものでございます。

「議案第120号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更について」につきましては、ふくおか県央環境施設組合の解散に伴い、事務の継承と決算の認定について、同組合規約を変更するものでございます。

4ページをお願いいたします。「議案第121号 ふくおか県央環境施設組合の解散について」につきましては、平成31年3月31日をもって、ふくおか県央環境施設組合を解散するものでございます。

「議案第122号 ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について」につきましては、ふくおか県央環境施設組合の解散に伴う財産処分について、同組合の財産をすべて新設するふくおか県央環境広域施設組合に帰属させることとするものでございます。

「議案第123号 飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について」につきましては、飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴い、事務の継承と決算の認定について、同組合規約を変更するものでございます。

「議案第124号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散について」につきましては、平成31年3月31日をもって、飯塚市・桂川町衛生施設組合を解散するものでございます。

「議案第125号 飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について」につきましては、飯塚市・桂川町衛生施設組合の解散に伴う財産処分について、同組合の財産をすべて新設するふくおか県央環境広域施設組合に帰属させることとするものでございます。

「議案第126号」と「第127号」の「市道路線の廃止、認定」につきましては、路線の見直し、寄附採納、開発帰属等に伴いまして、8路線を廃止し、9路線を認定するものでございます。

5ページをお願いいたします。「議案第128号 直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定」につきましては、9月4日に請求代表者証明書の交付申請がなされ、その後、署名収集、選挙管理委員会による署名の審査、効力の決定、署名簿の縦覧等の手続を経た結果、有権者の50分の1以上となる5104人の有効署名が確定したことから、11月19日に本請求がなされたもので、請求の要旨としましては、「政治倫理条例」と「資産公開条例」の1本化、市民を中心とした資産公開審査を行う審査会の設置、資産等報告書の提出対象者に配偶者、扶養又は同居の親族を追加するものでございます。

報告第25号から6ページの第31号までの7件の報告でありますが、「交通事故及び車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」及び「市営住宅の管理上必要

な和解の申立て」につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。「平成30年第4回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第89号は総務委員会に、90号は協働環境委員会に、91号は福祉文教委員会に、92号は協働環境委員会に、93号から97号までの5件は経済建設委員会に、98号は協働環境委員会に、99号は福祉文教委員会に、100号から103号までの4件は経済建設委員会に、104号は総務委員会に、105号は経済建設委員会に、106号は総務委員会に、107号及び108号は福祉文教委員会に、109号から112号までの4件は協働環境委員会に、113号から116号までの4件は経済建設委員会に、117号は福祉文教委員会に、118号から125号までの8件は協働環境委員会に、126号及び127号は経済建設委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に、議案第128号については、後ほどご審議いただくこととしております。

最後に、報告事項7件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成しておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、後ほど審議します「議案第128号」を除き、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定についてご説明いたします。「平成30年第4回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、12月7日から21日までの15日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

なお、このうち、12月10日、月曜日の「条例制定請求代表者の意見陳述」等につきましては、後ほどご審議いただくこととしております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、後ほど審議し

まず「議案第128号」に関する部分を除き、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「直接請求に係る議案の審議日程」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議案第128号 直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定」につきましては、先ほど執行部から説明がありましたとおり、地方自治法第74条の規定に基づき、住民から条例制定請求がなされたものです。

本条例案の内容は、特定の委員会の所管のみに属するものではなく、市長等特別職並びに議員全員にかかわる内容でありますことから、全議員による本会議での審議をご提案するものであります。

審議日程といたしましては、12月10日、月曜日、午前10時からとさせていただきます。と考えております。

なお、この日の審議で採決までに至らないような場合には、別途、予備日を使って審議していただくこともあろうかと考えております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「直接請求に係る議案の審議日程」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請求代表者の意見陳述」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

地方自治法第74条第4項において、本案の審議にあたっては、代表者に意見を述べる機会を与えなければならないと規定されております。

したがって、先ほど決定いただきました12月10日開催の本会議において、代表者の意見陳述を行っていただいております。

審議の流れといたしましては、本会議開会后、議案第128号を議題とし、代表者の意見陳述を行っていただきます。これにつきましては、陳述の発言時間を60分以内ということで時間制限を設けた上で、実施していただいております。

代表者の意見陳述が終了いたしましたら、委員会付託省略について諮っていただき、それに続いて、議案に対する質疑を行い、その後、討論、採決と審議を進めていただくこととなります。

なお、意見陳述の日時、場所、時間制限等の決定にあたりましては、議会の議決が必要であり、12月7日の定例会初日にお諮りをいたしますが、実施日まで日程がございませんので、本日、意見陳述の日程等についてご了承をいただきましたら、代表者あてに仮通知を送付し、あわせて、報道機関への周知及び市議会ホームページへの掲載を行いたいと考えております。ご審議方よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

陳述について、制限時間を60分以内としてはどうかということなんですけれども、本市の

場合、過去にそういう例はあるか、お尋ねします。

○議会事務局次長

平成18年、合併いたしましたからの議会におきましては、直接請求案件を取り扱った事例はございません。合併前、旧飯塚市におきまして、住民投票の関係で直接請求がございました。その際の意見陳述については、制限時間は設けておりません。

○川上委員

今回、制限時間を設けようという事務局の考え方は、どういう考え方ですか。

○議会事務局次長

今回、意見陳述の場を設けるに当たりまして、他市の事例を確認をいたしました。その際には、大半の議会において、制限時間を設けて議事運営をしておりますことから、時間制限を設けることといたしました。なお、時間につきましては、各市の事例では15分から30分程度の時間を制限している例が多数でございましたけれども、事務局としていたしましては、通常の議事運営上の発言時間等を考慮いたしますれば、1時間あれば意見陳述が可能ではないかということで、1時間という時間を設定したものでございます。

○川上委員

それは、今の説明だと前例になっていきますね。そうですか。

○議会事務局次長

これを今から前例にしようというような決定はいたしておりませんが、今後、議会運営するに当たっては、私どもは前例を踏襲しながら議事運営のご提案をさせていただきますので、今後については、前例として参考にはするという事になると思います。

○川上委員

憲法16条によって請願権が保障されている中で、その根本から来る請願行為が行われているわけですよね。それで、請求代表者の意見陳述を議会が、陳述を受ける側が、あなたの請願行為を受けとめるけど、時間は60分以内ですよというのはね、憲法の趣旨からして、その趣旨にもとめるのではないかと思います。それで、時間制限については、議会として設ける必要がないというふうに思うんですけど、皆さん、いかがですかね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休 憩 10:20

再 開 10:26

委員会を再開いたします。

議会事務局提案としては、意見陳述については60分という時間制限を設けてはどうかというような提案ではございますが、川上委員のほうから、時間制限についてはいかがなものかというご意見がありますので、委員長としては、皆様にお諮りしたいと思います。おおむね目安として1時間程度でどうでしょうかということを議会事務局のほうから、日程等の連絡の際に連絡するという事で、また、その際に、陳述者が1時間では足りないということがあれば、議会事務局に言っていただいて、そして、事前にこちら、議会のほうにご連絡いただくようなことで取り計らいたいと思いますが、このようにすることにご同意いただけないでしょうか。

( 異議なし )

では、そのように、議会事務局に取り計らいをしていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。請求代表者の意見陳述については、ただいま私、委員長が提案したとおりにすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、11月30日、金曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、12月10日、月曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、直接請求に係る議案第128号につきましては、日程の関係上、質疑通告の対象といたしませんのでご了承願います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

○委員長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

前回定例会以降に提出されました陳情が1件ございます。

「陳情第61号 『後期高齢者の窓口負担の見直し』にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書」につきましては、そのデータをサイドブックの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員派遣」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

去る10月11日及び12日に、新潟県長岡市で第80回全国都市問題会議が、また、11月14日及び15日には、栃木県宇都宮市において第13回全国市議会議長会研究フォーラムが開催され、それぞれ議員が参加いたしております。

いずれも閉会中に申し込み手続きを行う必要がありましたことから、会議規則第161条第1項の規定に基づき、閉会中の議員派遣として、議長において派遣の決定がなされておりますのでご報告いたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

次に、その他ですが、「議員研修会の開催」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

各議員には先日ご案内をいたしておりますが、本会議初日、12月7日、金曜日の午後1時から議員研修会の開催を予定いたしております。

研修会の開始時刻までに本会議が終了しないと判断される場合には、講師のご都合もごございますので、本会議をいったん休憩し、研修会を開催した後に、改めて本会議を再開するという議事運営をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件についてはご了承願います。

最後に、次回の委員会は12月13日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の審査は、全て終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。